

2024 新規上場ガイドブック（グロース市場編）改訂概要

2026 年 7 月

（表記について）

- ・ 2024 新規上場ガイドブック（グロース市場編）最終更新版からの主な改訂を、追加は赤字、削除は赤字取消線で表記しています。

ページ

新

16

⑤社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等
(略)
(注) その他、独立役員面談での主な確認事項は以下のとおりです。
(略)

- ・ 上場後の株主・投資家との対話に関する方針~~（取締役の場合）~~

37

(注2) 申請会社が過去に組織再編行為等（規則第2条第3項第16号の2。ただし、非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除きます。）を行っている場合には、組織再編主体会社等（規則第2条第3項第16号の2）における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとします。（規則第212条第3項第2号）申請会社が過去に合併を行っている場合は、~~合併主体会社（合併当事会社のうち、事業規模の最も大きい（総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定します。）会社をいいます。）~~における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができます。
~~（注3）申請会社が持株会社である場合には、当該持株会社の被支配会社（主体会社）における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができます。~~
なお、~~ここでいう持株会社とは、持株会社として設立されたか否かにかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして東証が適当と認める国内の会社をいいます（以下同じ。）。~~
~~（注4）申請会社が会社分割（分割だけでなく、事後設立や現物出資による設立も含まれます。）又は事業の譲受けにより他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（の主要な事業が当該他の会社から承継される又は譲り受けるものである場合に限ります。）である場合には、当該他の会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができます。~~
~~（注5）申請会社が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、分割時における主要な事業に関する活動期間について審査対象とし、上場会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができます。~~
~~（注6）申請会社が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以降において（注2）～（注5）の行為を重ねて行っている場合については、当取引所が適当と認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができます。~~

70

(表) 規程第436条の2から第439条の概要
(略)

項目	根拠規程	内容
コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明	規程第436条の3	以下の区分に従い、コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由を、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において説明すること a. スタンダード市場及びプライム市場の上場内国会社 基本原則・原則 →補充原則 b. グロース市場の上場内国会社 基本原則

(略)

71

(注3) 規程第436条の2に規定される独立役員については、社外取締役又は社外監査役のうち、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者である必要がありま

ページ	新
	す。以下の a から e d までに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2）のいずれかに該当している場合には、独立役員として届け出ることができませんので、これらの要件等に関して懸念がある場合には、事前にご相談ください。 a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者 b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。） c. 当該会社の主要株主若しくはその業務執行者又は当該会社が主要株主である者の業務執行者 d. 最近において a から前 c まで a 又は前 b に該当していた者 d の 2 e の 2. その就任の前 10 年以内のいずれかの時において次の（a）又は（b）に該当していた者 （a）当該会社の親会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与 （業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。） （b）当該会社の兄弟会社の業務執行者 e d. 次の（a）から（f）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者 （a）a から前 d の 2 e の 2 までに掲げる者 （b）当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。） （c）当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。） （d）当該会社の親会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与 （業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。） （e）当該会社の兄弟会社の業務執行者 （f）最近において（b）、（c）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
153	（1） 募集株式の割当て及び所有に関する規制について （略） Q 9：受渡予定日が継続所有期間の経過後となる場合、継続所有期間中に行われた対象株式の売り注文の約定は確約違反となりますか。 A 9：受渡日が継続所有期間の経過後となる場合に限り、売り注文の約定が継続所有期間中に行われたものであっても継続所有に関する確約の違反にはあたりません。受渡日が継続所有期間の経過後となる売出し決議の実施も同様です。

以 上